第66号明・愛

NPO法人
メイアイヘルプユー

発行日2023年1月31日
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー会報
発行人　代表理事　新津ふみ子

巻頭言

福祉サービス第三者評価の“再生”に取り組む一年に

代表理事　新津ふみ子

新しい年を迎えました。

昨年、2022年の福祉サービス第三者評価事業に関する大いなる取り組みは、全国社会福祉協議会（全社協）福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会の報告書『福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて』（2022年3月4日）であり、その「4．今後に向けて」では「負のスパイラルから正のスパイラルへ」と向かう提案がまとめられています。

私たち検討会は、全社協を通じてこの提案を厚生労働省の担当部局に報告し、その結果、厚生労働省から「2023年度より社会福祉基礎構造改革の『棚卸し』に取り組むので、第三者評価についてもそのなかで検討する」との回答があったことは、前回お届けした会報「第65号」でも伝えたとおりです。いよいよ今年の4月、2023年度から開始されますので、期待したいところです。

私は、制度化されて20年が経過した「福祉サービス第三者評価」の役割を再認識し、この制度を「役に立ち、活用されるもの」にしていく役割は、厚生労働省だけではなく、私たち評価機関・評価調査者にもあること肝に銘じ、2023年をその“再生”に取り組む一年にしたいと思います。

◇

〈昨年１２月の園児虐待事件〉

ところで、昨年12月のニュース、保育所や認定こども園などで起きた「園児虐待事件」を聞いた私は、何やら気持ちが沈み、自分としての意見など、とても言えない状態でした。

少し落ち着いてから、福祉分野の専門新聞（週刊『福祉新聞』）に掲載された報道記事を読むと、考えさせられることばかりでした。

●厚生労働書・内閣府の対応

厚生労働省と内閣府は、2022年12月7日付で都道府県などに対して事務連絡「保育所等における虐待等に関する対応について」を発出し、保育所等で虐待が疑われる事案を把握した場合は、行政に対して速やかに情報提供を行う必要のあること、全国保育士会『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト―「子どもを尊重する保育」のために』（2018年4月一部改訂）なども活用し「いま一度、保育のあり方を点検してほしい」と要請したということです。

●保育の専門職能団体の反応

2023年1月3日付『福祉新聞』には、専門職能団体である全国保育協議会と全国保育士会が12月23日にオンラインで緊急セミナーを開催したこと、このセミナーで全国保育協議会の会長は一連の虐待事案を受け「保育士である前に、人として取るべき行動に値しない。他人事と考えずに襟を正し、子どもと向きあってほしい」と強調したこと、また両会の会長が『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト』などを活用して日々の保育を改めて見つめなおすことを求めたことなどが掲載されています。

私は、この報道記事で全国保育協議会の会長の発言を読んで、それが保育専門職の立場からの発言だったとしても、何やらうつむいてしましました。そして、法人・事業者・管理者の責任について考えていました。

◇

〈第三者評価基準と虐待防止〉

改めて、第三者評価の視点から「虐待防止」について考えてみます。福祉サービス第三者評価事業の目的に「福祉サービス事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、福祉サービスの質の向上に結び付けること」があります。

評価基準は、現場のサービス・支援・保育などの内容評価基準だけではなく、質の高いサービスを提供するための法人・事業所の理念・基本方針の明確さ、理念の実現に向かう計画の内容、体制づくり（質の向上への組織的・計画的な取り組み）、人材の確保と育成、そして取り組みを動かす事

66号のガイド

1～3P：巻頭言 福祉サービス第三者評価の“再生”に取り組む一年に
4～5P：「法人主催研修会」報告 地方の社会福祉法人のこれから～地域のさまざまな課題解決で役割を果たすための社会福祉法人の役割・使命とは～
5～6P：会員レポート 株式会社「円グループ」活動報告
6P：　事務局だより

◆『厚生福祉』第6764号と第6782号・合併号の巻頭言「『少子化』と『戦争』」「癌免疫療法」を執筆者の齋藤芳雄さんから提供いただきましたので、会報に同封します（編）

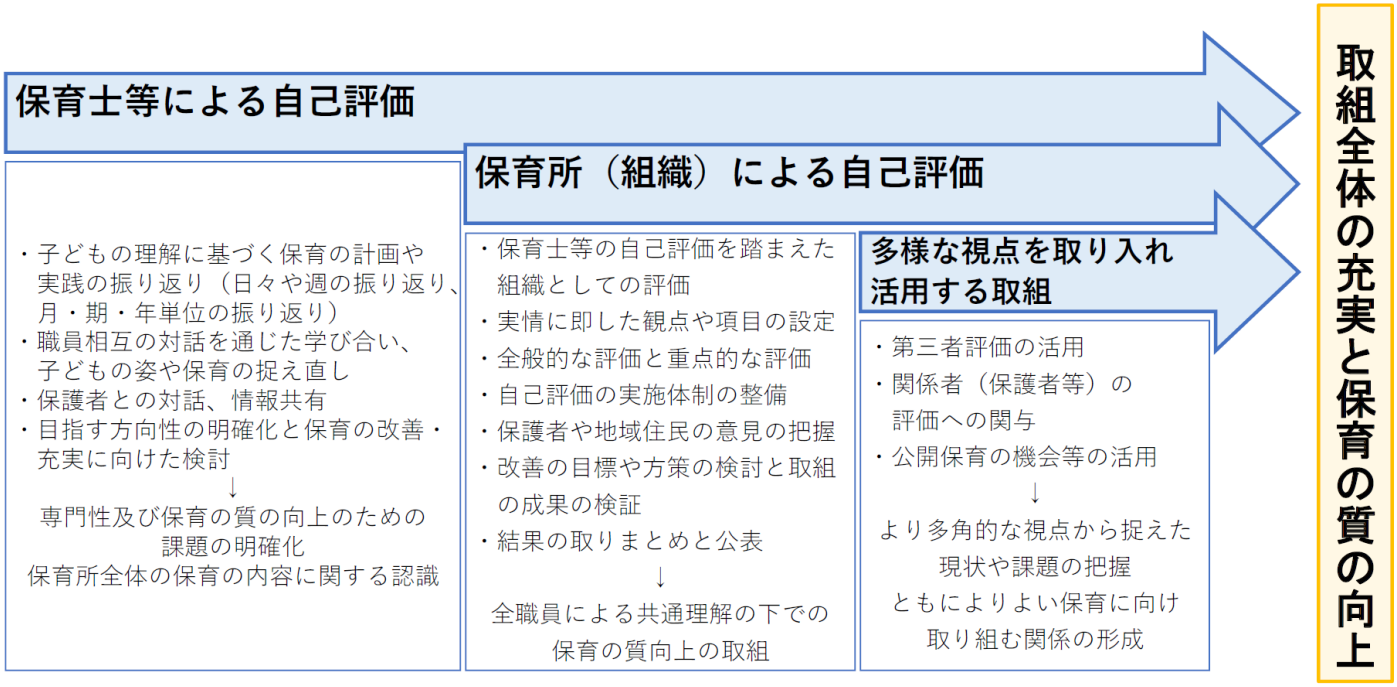

図　保育内容等の評価の全体像　（厚生労働省『保育所における自己評価ガイドライン』2020年改訂版 p.8より）

業所の管理者の責任とリーダーシップなどを対象に共通評価基準の評価項目が構成されています。まさに、事業者が事業運営における具体的な問題点を把握するためのツールです。

言い換えれば、サービスの質の向上は、組織としての取り組みが基本となるものであり、欠かせないということです。

ちなみに、全社協が示す「保育所版」の共通評価基準ガイドライン「Ⅱ．組織の運営管理」には、評価分類として「Ⅱ－1．管理者の責任とリーダーシップ」があって、以下の項目で構成されています。

◆管理者の責任が明確にされている
・施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている
・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている
◆管理者のリーダーシップが発揮されている
・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している
・経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している

私自身は「園児虐待事件」は、第三者評価基準で言えば、共通評価基準の評価項目に大いなる問題があったのではないかと思いました。「管理者の責任とリーダーシップ」は気になります。

全国保育士会の『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を活用した改善には、まさに基本方針や事業所として質の向上等に取り組むための体制が絡んできます。「セルフチェックすればそれでよい」ということではないと思います。

◇

〈サービスの質の向上に関する制度上の取り組み〉

ここで、サービスの質の向上に関する制度上の取り組みを振り返ります。サービスの質の向上を課題とした取り組みは、第三者評価基準に限ったことではありません。

制度上の取り組みを見れば、まず「障害福祉サービス分野」では、まだ一部ですが、放課後等デイサービス、児童発達支援については、全国共通の枠組みを示すそれぞれのガイドラインにより「自己評価・保護者評価を行うこと」とされ、その結果は公開されています。

また「高齢者福祉サービス分野」では、介護保険制度において、認知症高齢者グループホームや地域密着型サービスなどでは第三者を含む「運営推進会議」を設置し、定期的に運営状況の評価を受けることなどの取り組みが義務づけられ、結果の公表を行うことになっています（認知症高齢者グループホームでは「第三者による外部評価」の選択肢もある）。

そして「保育分野」では、厚生労働省『保育所における自己評価ガイドライン』が策定され、努力義務として取り組まれています。このガイドラインでは「取組全体の充実と保育の質の向上」について「保育所（組織）による自己評価」では「保育士等による自己評価」を踏まえた組織としての評価のみではなく「多様な視点を取り入れ活用する取組」として、①第三者評価の活用、②関係者（保護者等）の評価への関与、③公開保育の機会の活用を位置づけています（図参照）。

以上、障害・高齢・保育の3つの分野における制度上の取り組みの大雑把な紹介になりました。

結論は、法人・事業所として、このような質の向上のための取り組みを、事業計画などに明示し、それぞれの取り組み体制を整備すること、その成果の有無を確認するとともに、さらなる改善点を洗い出し、法人・事業所の職員が共有し、明日に向かうことではないかと改めて教えられています。

◇

〈不適切なサービス等を気軽に言える職場風土づくり〉

報道記事からの最後の紹介は、第三者評価が取り上げられたことです。

全社協の社会福祉施設協議会連絡会が昨年12月4日に出した『虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言―さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて』では、次のように宣言しているので、抜粋して紹介します。

「福祉従事者による虐待・権利侵害が、福祉サービスを利用するすべての利用者・家族に不信と不安を与えていることを真摯に受け止め、あらためて援助を必要とする方々の人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するため、その根絶に全力で取り組まなければ、私たち社会福祉関係者に対する社会的な信頼を取り戻すことはできません。

本連絡会構成組織の会員施設・事業所が一丸となって、人権尊重・尊厳保持の徹底とともに、利用者主体のさらなる福祉の増進に向けて、以下の対応を図るよう、今こそ、全力で取り組まなければなりません。

一、役員・管理者は、虐待・権利侵害の根絶に率先して取り組み、その姿勢を職員に示す

一、役職員は、互いに不適切なサービスが起こらないように確認しあい、より質の高い福祉サービスを提供する職場風土を築く

一、福祉従事者の倫理観・専門性のさらなる向上に取り組むとともに、役職員が責任と誇りをもって働くことができる職場づくりを進める

一、第三者評価の受審や苦情解決・第三者委員の設置など外部の人々が介入する仕組みを積極的に導入するとともに、ボランティアの参画など地域に開かれた施設・事業所運営を推進する

一、不適切なサービス等が発生した際に、迅速な行政への報告や利用者・家族への対応、改善・是正に向けた取り組みなど、迅速かつ適切に対応するための体制を構築する」

不適切なサービスだと思うことを気軽に言える職場風土づくり、ということでしょうか。

私たちは、自分の言動について「変かも」「嫌なことを言ったかも」などと、たびたび思います。気になります。これは、人間として普通ではないでしょうか。そして、でもやっぱり「変えたい」と思います。こんなとき、仲間たち語れるといいですね。

ある事業所で、不適切なサービスについて早急に気づくこと、常習化させないこと、そして対策を皆で検討することを課題として「グレーゾーンについて語り合う会」を設置したと聞きました。この会では、発言を否定しないでまず聞くこと、そして「自分はどうか」と考えることが唯一の約束ごとであるそうです。不適切だと思った自分の支援、不適切だと感じた仲間の支援を語り合うこの機会が活用され、職場が明るくなったと聞きました。この会を提案したのは、施設長さんでした。

◇

今年度は、評価に際して「不適切なサービスにならないよう確認し合う職場風土」を意識し、改めて評価基準を読み返すとともに、管理者のリーダーシップを意識して、管理者の方針や大切にしていること、強化したいこと、不十分だと思っていることなどを、改めて丁寧に聞き取りたいと思いました。報道記事からの学びです。

福祉サービス第三者評価は「福祉サービス事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して、福祉サービスの質の向上に結びつける」ことを後押しする役割であり、またそこが特徴であることも、改めての確認でした。

◇

今年度の第三者評価結果報告書の作成が終了して落ち着く4月以降に、評価機関の人たちと、報道記事などを取り上げて意見交換したいと思っています。

また、第三連では、厚生労働省の調査研究（令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）『保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究』を受託し、委員会を立ち上げ取り組んでいますが、そこでは、改めて「質の評価」について視野を広げる機会、学びの機会を得ています。感謝です。

◇

今年の初めも、長渕剛で締めます。

何となく曖昧で、すっきりしない毎日のなかで、心に落ちる曲との再会、出会いがありました。

1994年発表のライヴDVD『白の情景』を毎日聴いています。そして、その最後の収録曲は『人間』です。

♪そうだ　俺たちは人間だもの
二人のからだには　血が流れているから
息が詰まるほど　悲しかったから
あなたにしてやれる　ことといったら
あなたと空を見て　あなたと泣いて
あなたのその手を　握りしめることぐらい
あなたのこの手が　温かいのは
あなたのからだに　血が流れているから♪

歌詞はもっと続くので、ここで切ります。

苦しいときほど仲間を信じ、仲間を愛して、仲間とともに、今年も頑張ります。

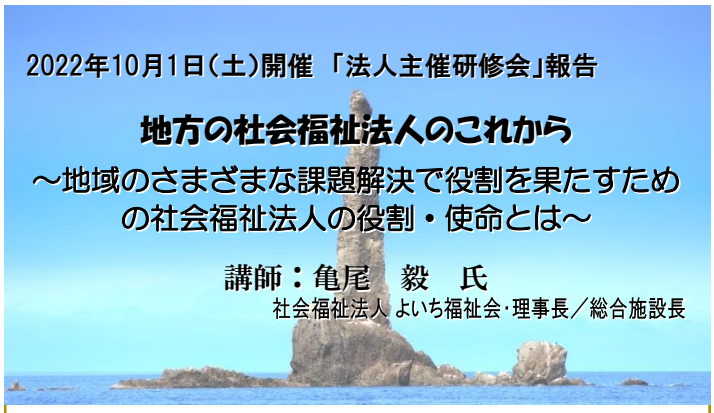

前号の会報『明・愛』No.65と当法人のホームページでもお知らせしていた標記の「法人主催研修会」を、2022年10月1日（土）に開催しました。

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会場参加者数は制限しつつ、リモート参加者へのZoom配信も行った結果、参加者総数は19名でした。

〈北海道・よいち福祉会と当法人〉

よいち福祉会と当法人の関係ができたのは、2002(平成14)年のことです。きっかけは、国のモデル事業として予算化された第三者評価に、よいち福祉会が手を挙げてくれたことでした。

以降、定点観測的に当法人の第三者評価を受審してくださり、現在に至っています。20年を超えるお付き合いになりますが、現地を訪れるたびに、外部環境の変化に対応すべく、よいち福祉会が法人として変化してきていることを感じさせられてきました。

現在、よいち福祉会が置かれた状況は、一部の地方だけに見られることではなく、全国の“社会福祉法人”という組織が問われることになる課題と考えます。

◇

以下、今回の研修会の要旨を、当日講師が使用したパワーポイント原稿でご紹介します。

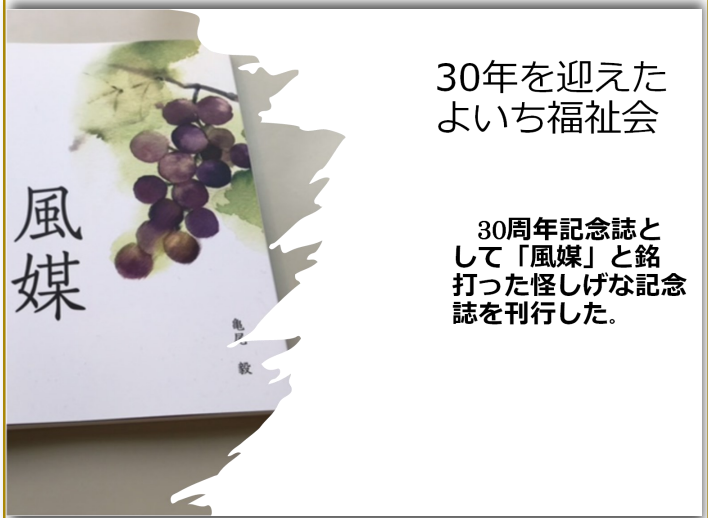

●30年を迎えた「よいち福祉会」

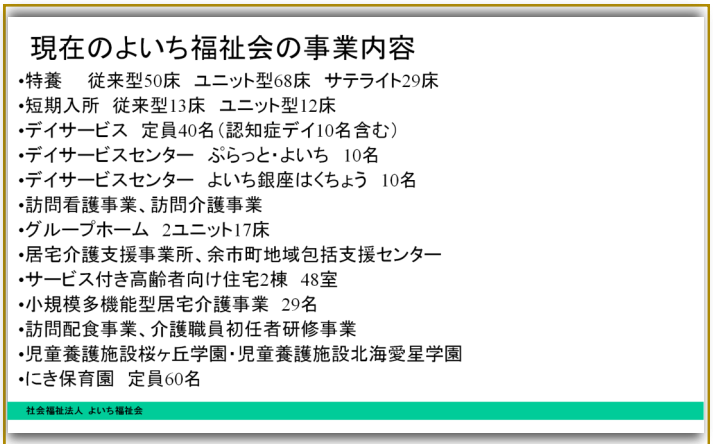

●現在の「よいち福祉会」の事業内容

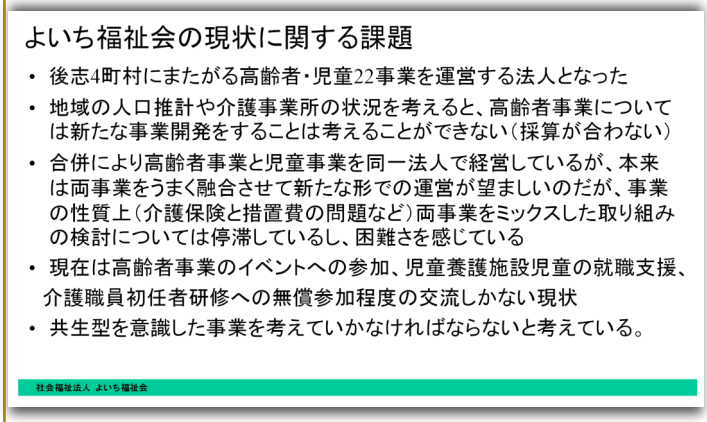

●「よいち福祉会」の現状に関する課題

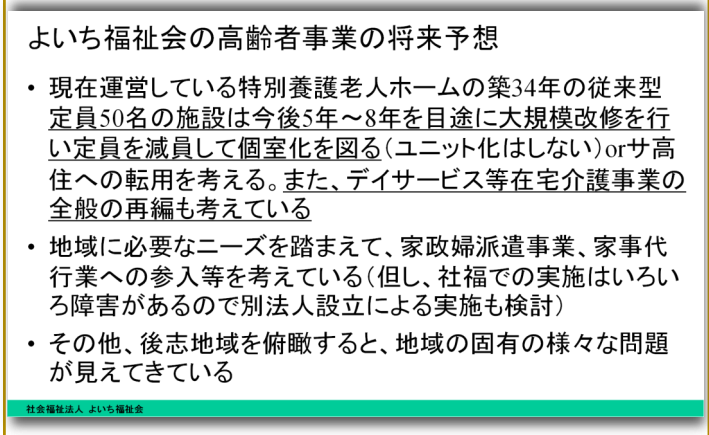

●「よいち福祉会」の高齢者事業の将来予想

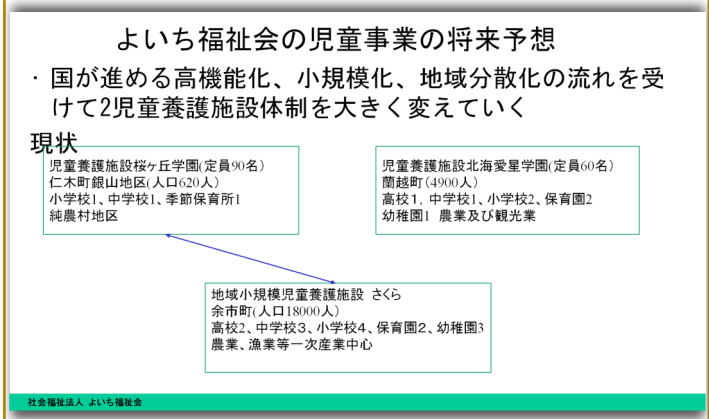

●「よいち福祉会」の児童事業の将来予想

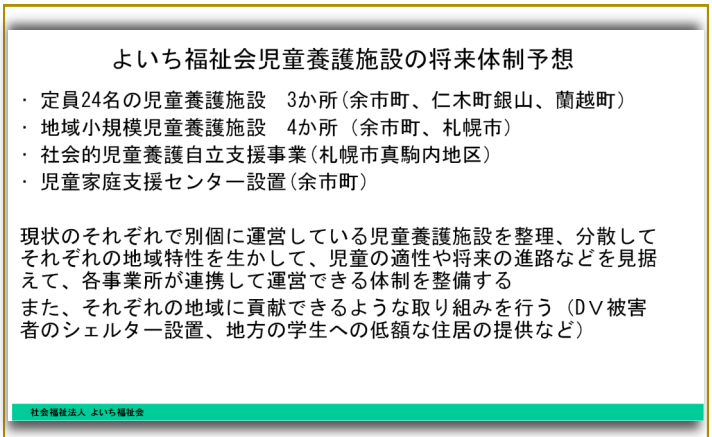

●「よいち福祉会」の児童養護施設の将来体制予想

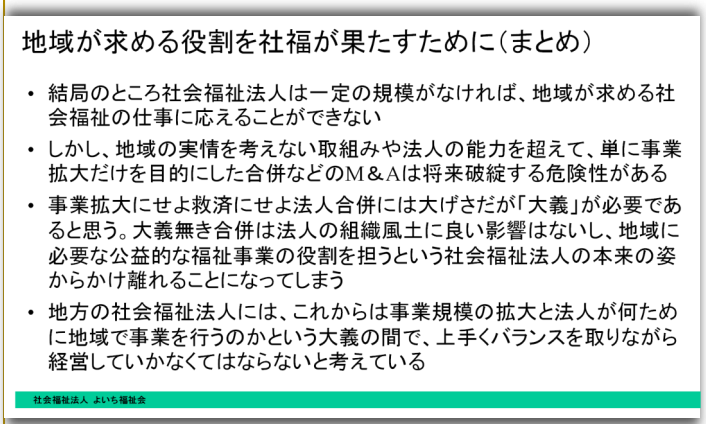

●地域が求める役割を社会福祉法人が果たすために

〈よいち福祉会の設立30周年記念誌 『風媒』〉

社会福祉法人よいち福祉会は、法人設立当初は「一法人一特養」の年間事業収入2億円程度の零細社会福祉法人でしたが、14年後の2004（平成16）年には、増築などによって事業収入は5億円となり、さらに法人合併などを経て、現在は18億円の事業規模に拡大しているということです。

そのような法人のこれまでの歩みを詳細にまとめているのが、記念誌『風媒―社会福祉法人よいち福祉会の30年』です。

『風媒』は、まだ在庫があります。興味を持ち「読んでみたい」という場合は、どうぞ、メイアイヘルプユー事務局までご連絡ください。

（文責：鳥海）

会員レポート

株式会社「円グループ」活動報告

寺田 悦子 さん（賛助会員）

株式会社 円グループ・代表取締役
（看護師・精神保健福祉士・介護支援専門員）

当法人の賛助会員である寺田悦子さんが、ご自身が代表取締役を務める「円グループ」の活動について、会社発足時の経緯も含めてまとめ、寄稿してくださいました。

以下にご紹介するとおりです。

（新津）

▼株式会社「円グループ」の前史

私は、東京都立川市にある株式会社「円グループ」で活動しています。この会社の始まりは、2005年9月、八王子市に開設した特定非営利活動法人「多摩在宅支援センター円」の訪問看護ステーション円でした。

その年の6月に多摩在宅支援センター円を設立した私たちは「精神科医療は昔から変わっていない」ということを重く受け止めていました。

そして、訪問看護ステーション円を開設した私たちは「地域と医療をつなぐ」という視点で精神障害者の生活を支え、そのなかで「少しでも精神科病院への入院を少なくしよう」と、入院患者が早期に退院できるようにするための支援を始めます。

しかし、その思いを成し遂げるには、訪問看護ステーションがあるだけでは十分ではありませんでした。精神障害者の生活を支えるためには、福祉的な側面がとても重要になってきます。

そこで、地域のニーズも相まってのことでしたが、訪問看護ステーションに加え、精神障害者のためのグループホーム、利用者が相談することができて居場所ともなる地域活動支援センター、さらに通所先としての生活訓練事業所を、多摩在宅支援センター円では順次開設していきました。また、東京都や八王子市の委託事業も受託しました。

▼関連会社として「円グループ」を設立

そのように多摩在宅支援センター円の活動が充実していくなかで、2012年には医療を中心とする訪問看護と福祉事業の一部を担う株式会社「円グループ」を関連会社として設立し、新たなスタートを切ります。

そして現在は、介護・福祉・医療の各事業を担う「多職種チーム」として、互いが協力し合いながら、精神障害者を支える事業を行っています。

なお、PCG（Parent Child Group）事業として、株式会社「円グループ」では、精神疾患を持つ親とその子どもに焦点を

当てた支援も開始しています。

さらに、最近はその課題が社会的にも顕在化してきた「ヤングケアラー」に焦点を当てた活動も行っています。

▼私たちが大切にしていること

私たちが大切にしていることは、下記の4つの項目です。

1）その人のあり方を中心にすえた支援

2）その人の長所、能力を伸ばそうとする支援

3）その人の希望や目標、夢、社会参加への支援

4）地域の社会資源、地域ネットワークとの連携

開設当初、精神科に特化した訪問看護ステーションは順調に活動を展開していました。そして現在は、地域の訪問看護ステーションの数も増えて、地域で競争が始まっています。私たちは「地域から選ばれる訪問看護ステーション」にならなければなりません。

精神科の訪問看護ステーションのなかには、24時間365日の支援は行わず、利用者のための支援の質より、収入が多いことに重点を置いた事業所も増えています。

そのなかで、私たちの訪問看護ステーションや福祉事業では、利用者本人の希望、目標、夢を大切にして本人のストレングスを伸ばし、社会参加へと拡大していくかかわり、そのためのアセスメントの充実を重視しています。私たちは「支援の質」にこだわり、業務の継続によって利用者を支えていくことを大切にしています。

また、訪問看護という枠にはこだわらずに“地域”を意識し、例えば飲食店を中心に地域との交流を促進するような事業も実施しています。

今後も、私たちの理念である「その人らしい豊かで多様な生活を応援します」という考え方は不変であり、株式会社「円グループ」は“医療と福祉・介護を地域につなぐ”ということを意識しながら、将来の地域を見据えた事業展開・経営戦略を考えていかなければならないと思っています。

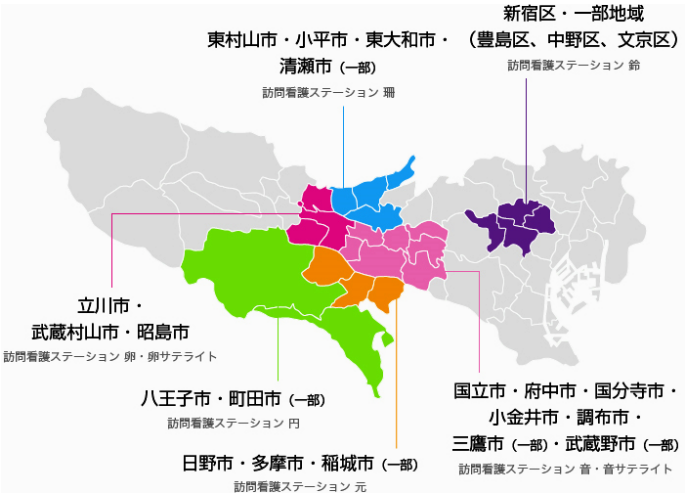

▲株式会社 円グループの事業所
〈同社ホームページ http://en-group.co.jp/ より〉

【事務局だより】

都内の第三者評価事業は現地ヒアリングの大半を終え、評価結果報告書の「講評」の作成と、その事業所への納品作業に追われる日々を迎えていますが、この3年間のうちで、今年度ほど評価の「日程変更」を行わざるを得ない状況になった年はありません。初めてのことです。

急な日程変更により、結果的に、年度末はよりタイトなスケジュール進行になります。

◇

この原因は、新型コロナウイルスのオミクロン株による感染拡大です。各事業所は、すでに3年間にわたるこの感染症への対策に、頭の下がる努力をしていますが、そのなかにあっても、今回の「第8波」と言われるオミクロン株の感染力は、これまでのものをはるかに超えているようです。

なぜなら、昨年度までのコロナ禍の2年間の評価では、日程の変更は極めてまれなことでした。それが、今年度は「当初の予定通り」というスケジュールで進められる事業所が、逆にまれな状況です。

◇

今日の新聞では（2023年1月12日付）、国は今春にも新型コロナウイルスの感染症法上の類型変更を行い、条件つきで現在の「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に緩和・引き下げる模様と報道していました。ゼロ・コロナから現実的なウィズ・コロナ（With コロナ）社会に大きく舵が切られそうです。

今年の目黒川の花見の季節には、事務所に皆様が自由に立ち寄れることを願いつつ、編集後記と致します。

（文責・鳥海）

みなさまからの
社会福祉情報をお待ちしています。（編）
メールアドレス：smile-npo@smile.meiai.org
＊HPアドレス：www.meiai.org/

〒141-0031　東京都品川区西五反田1-26-2
五反田サンハイツ714
(03)3494・9033
NPO法人メイアイヘルプユー